

今日の安心 明日への意欲

## 生命共済制度

●災害保障特約付団体定期保険 ●当商工会議所独自の見舞金制度

ご加入のおすすめ

2018年度

### 安心を築くすぐれた内容

この制度は豊橋商工会議所が会員事業所のご発展を願って推進している福祉事業の一つです。「きけんがいっぱい」の現代に、従業員の生活を守り、勤労意欲を高め、ひいては事業の安定と繁栄をはかることを目的とした制度です。



団体定期保険は、死亡等の保障を目的とする保険期間1年、保険料掛け捨て型の生命保険で、当パンフレットに記載の保険金額からお申込みいただけます。

保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

※ご加入前にパンフレットに記載の「契約概要・注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

企業を育て地域を伸ばす



豊橋商工会議所

# 魅力ある8つの特色

- 1 お手頃な掛金で大きな保障が得られます。
- 2 業務中・業務外を問わず24時間保障されます。
- 3 医師の診査はなく告知書扱いですので、簡単な手続きで加入できます。
- 4 保険期間は1年ですので毎年保障の見直しができます。
- 5 掛金をご指定の口座より自動振替されますので便利です。
- 6 1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金として還元されます。
- 7 掛金は損金または必要経費に算入できます。
- 8 当商工会議所独自の見舞金制度があります。



加入口数		1口
月払概算掛金		<b>720</b> 円
団体定期保険	死亡・高度障害保険金 (病気等による死亡・高度障害)	<b>100</b> 万円
	死亡保険金 + 災害保険金 (不慮の事故または別表2の 感染症により死亡されたとき)	<b>200</b> 万円
	高度障害保険金 + 障害給付金 (不慮の事故により別表1の第1級 (高度障害状態)になられたとき)	
	障害給付金 (不慮の事故により別表1の第2級~ 第6級の障害状態になられたとき)	<b>70</b> 万円~ <b>10</b> 万円
	入院給付金 (不慮の事故により5日以上 入院されたとき、ただし120日限度)	1日につき <b>1,500</b> 円
豊橋商工会議所見舞金制度	不慮の事故による 通院見舞金 (7日以上)	一律 <b>5,000</b> 円
	病気による 入院見舞金 (7日以上)	一律 <b>5,000</b> 円
	病気による 入院見舞金 (30日以上)	一律 <b>8,000</b> 円

- 掛金は年齢に関係なく一律です。年齢により加入口数には制限があります。
- 記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。
- 掛金には制度運営費が含まれています。(保険料とは、掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)
- 上表(見舞金部分)の保障は豊橋商工会議所の見舞金制度による保障です。見舞金を受ける回数は6月1日から翌年5月31日までの年1回限りとします。

## 保険金等が支払われる場合

保険金・給付金をお支払いする事由はつぎのとおりです。

- ★死亡保険金 保険期間中に死亡されたとき、お支払いします。
- ★高度障害保険金 加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に別表1の第1級(高度障害状態)になられたとき、お支払いします。
- ★災害保険金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき、または保険期間中に発病した別表2の感染症により死亡されたとき、お支払いします。
- ★障害給付金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表1の障害状態になられたとき、お支払いします。
- ★入院給付金 保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に日本における病院・診療所またはこれと同等とみなされる日本国外の医療施設にその傷害の治療目的で5日以上入院されたとき、1日につき、所定の入院給付金をお支払いします(1日目から)。ただし、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます。)を限度としてお支払いします。

※不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故で約款に定めるものをいいます。

# 必要に応じ自由にお選びください。

2口	3口	4口	5口	6口	7口	8口	9口	10口
<b>1,440</b> 円	<b>2,160</b> 円	<b>2,880</b> 円	<b>3,600</b> 円	<b>4,320</b> 円	<b>5,040</b> 円	<b>5,760</b> 円	<b>6,480</b> 円	<b>7,200</b> 円
<b>200</b> 万円	<b>300</b> 万円	<b>400</b> 万円	<b>500</b> 万円	<b>600</b> 万円	<b>700</b> 万円	<b>800</b> 万円	<b>900</b> 万円	<b>1,000</b> 万円
<b>400</b> 万円	<b>600</b> 万円	<b>800</b> 万円	<b>1,000</b> 万円	<b>1,200</b> 万円	<b>1,400</b> 万円	<b>1,600</b> 万円	<b>1,800</b> 万円	<b>2,000</b> 万円
<b>140</b> 万円~ <b>20</b> 万円	<b>210</b> 万円~ <b>30</b> 万円	<b>280</b> 万円~ <b>40</b> 万円	<b>350</b> 万円~ <b>50</b> 万円	<b>420</b> 万円~ <b>60</b> 万円	<b>490</b> 万円~ <b>70</b> 万円	<b>560</b> 万円~ <b>80</b> 万円	<b>630</b> 万円~ <b>90</b> 万円	<b>700</b> 万円~ <b>100</b> 万円
1日につき <b>3,000</b> 円	1日につき <b>4,500</b> 円	1日につき <b>6,000</b> 円	1日につき <b>7,500</b> 円	1日につき <b>9,000</b> 円	1日につき <b>10,500</b> 円	1日につき <b>12,000</b> 円	1日につき <b>13,500</b> 円	1日につき <b>15,000</b> 円
一律 <b>10,000</b> 円	一律 <b>15,000</b> 円	一律 <b>20,000</b> 円	一律 <b>25,000</b> 円	一律 <b>30,000</b> 円	一律 <b>35,000</b> 円	一律 <b>40,000</b> 円	一律 <b>45,000</b> 円	一律 <b>50,000</b> 円
一律 <b>10,000</b> 円	一律 <b>15,000</b> 円	一律 <b>20,000</b> 円	一律 <b>25,000</b> 円	一律 <b>30,000</b> 円	一律 <b>35,000</b> 円	一律 <b>40,000</b> 円	一律 <b>45,000</b> 円	一律 <b>50,000</b> 円
一律 <b>16,000</b> 円	一律 <b>24,000</b> 円	一律 <b>32,000</b> 円	一律 <b>40,000</b> 円	一律 <b>48,000</b> 円	一律 <b>56,000</b> 円	一律 <b>64,000</b> 円	一律 <b>72,000</b> 円	一律 <b>80,000</b> 円

## 保険金等のお支払制限

保険金等の支払事由に該当し保険金等が支払われた後、保障が消滅する場合  
○お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。

### 死亡・高度障害保険金

- ・高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

### 災害保険金・障害給付金

- ・同一の被保険者についての障害給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。
- ・障害給付金に関し、次のいずれかの事実があるときは、その被保険者について定められた災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差し引きます。
  - (1) 災害保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき
  - (2) 災害保険金の支払の原因となった同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- ・災害保険金が支払われた場合には、その後、災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による同一の被保険者についての障害給付金の請求を受けても、これをお支払いしません。

### 入院給付金

- ・同一の被保険者が2つ以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複してお支払いしません。

制度の趣旨

加入資格  
継続加入

- ・当制度は、被保険者の遺族および被保険者の生活保障を目的とするものです。
- ・豊橋商工会議所の会員事業主、役員および従業員ならびに会議所役職員で、加入（増額）申込日現在健康で正常に勤務または就業している、更新日現在14歳6ヵ月超65歳6ヵ月までの方とします。
- ・60歳6ヵ月超65歳6ヵ月までの方で新規に加入される方は2口（200万円）を限度とし、以後の更新時に増額はできません。
- ・加入事業所が会員資格を失った場合、この制度から脱退となります。
- ・一度ご加入されますと、加入資格を満たさざり以後の更新時にたとえ病気であっても、70歳6ヵ月まで継続（保険金額は前年度と同額またはそれ以下で）加入できます。  
ただし、60歳6ヵ月超65歳6ヵ月までの方は5口（500万円）、65歳6ヵ月超70歳6ヵ月までの方は1口（100万円）を限度として継続加入できます。  
なお、60歳6ヵ月超の方については以後の更新時に増額はできません。

被保険者同意

- ・新規加入（追加加入・増額・受取人変更）される方全員に、生命共済制度の加入について同意することを確認していただきます。その際、被保険者となることに同意された全員の方の記名・押印のある申込書（同意確認書）をご提出ください。

加入手続と  
掛金の払込

- ・所定の加入申込書により、毎月20日までに（申込締切日、ただし、休業日の場合は、前日が締切日となります。）商工会議所にお申込みください。  
掛金は保険料に制度運営費を加算しています。保険料（掛金－制度運営費）は、毎年更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。  
お申込みのあった翌月から毎月23日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に掛金取扱金融機関の口座より自動振替させていただきます。（21日以降のお申込みについては、翌々月からとなります。）
- ・ご加入後、口座振替不能となった場合は、翌月2ヵ月分振替させていただきます。2ヵ月連続して振替不能となった場合は、さかのぼって効力がなくなりますのでご注意ください。
- ・お申込み後、金融機関口座の変更があった場合は、すみやかに商工会議所共済制度サービスセンターにご連絡のうえ変更手続きをしてください。

追加加入  
増額手続

- ・追加加入および増額等の申込みは毎月取扱います。

保険期間

- ・保険期間は1年間（2018年6月1日〈更新日〉～2019年5月31日）で、以後1年ごとに更新します。特にお申し出のない限り毎年自動的に更新します。ただし、保険期間の途中で加入される方については、効力発生日より2019年5月31日までで以後1年ごとに更新します。
- ・加入資格を失い制度から脱退した場合には、脱退した月の月末までの保障となります。ただし、当月分の掛金を払込むことが必要です。

効力発生日

- ・毎月20日までにお申込みのあった方については翌々月1日から効力が発生します。
- ・毎月21日以降月末までにお申込みのあった方については翌々々月1日から効力が発生します。

配当金

- ・1年ごとに収支計算を行って、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

脱退手続

- ・ご加入している方でこの制度から脱退される場合は、脱退手続書類を商工会議所共済制度サービスセンターまでご提出ください。毎月末日までの到着分は、翌末日の脱退とさせていただきます。

加入者票の発行

- ・加入者には、「豊橋商工会議所共済制度加入者票」を発行します。

【受取人が会員事業主の場合】

・保険金・給付金受取人は、被保険者の同意を得て、会員事業主とします。ただし、保険金・給付金の支払いの際には、被保険者または被保険者の遺族の了解が必要となります。遺族とは労働基準法施行規則第42条および第43条で定められる順位の方とします。

【受取人が被保険者本人の場合】

・保険金・給付金受取人は、被保険者本人とします。ただし、死亡保険金受取人は、労働基準法施行規則第42条ないし第45条に規定してある遺族補償を受ける順位で受取人を指定されていたものとします。

そ の 他

- ・加入者に、保険金・給付金請求の事由が発生したときは、商工会議所共済制度サービスセンターに備え付けの必要書類によって請求手続きをしてください。
- ・この生命共済制度は豊橋商工会議所が引受保険会社と締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づいて運営されます。
- ・見舞金制度については、「豊橋商工会議所共済制度見舞金支給規定」に基づいて運営されます。

【別表1】障害等級表兼給付割合表（公的な身体障害者認定基準等とは異なります。）

等級	障害状態	給付割合	等級	障害状態	給付割合
第1級 (高度障害)	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割	第4級	25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	3割
	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの			第5級	
第2級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	7割	第6級		37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの
第3級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少くとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの			5割	第4級

(注)別表1の給付割合は、団体定期保険災害保障特約の災害保険金に対するものです。※別表1の障害状態第2級～第6級の詳細は団体にお問い合わせください。

【高度障害状態に関する補足説明】

- 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- 眼の障害(視力障害)  
(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。  
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。  
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 言語またはしゃくの障害  
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。  
①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合  
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合  
③声帯全部のてき出により発音が不能な場合  
(2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 上・下肢の障害  
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。

【別表2】災害保険金の支払対象となる感染症

平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎(ポリオ)(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ出血熱(A98.0)、マールブルグウイルス病(A98.3)、エボラウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群(SARS)(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)(U04)

## 特に重要なお知らせ (重要事項説明)

# 団体定期保険(契約概要)

この「団体定期保険(契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等につきましてはこのパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者(団体)に配付されています。

### 1. 商品名称

団体定期保険

### 2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで加入資格を満たすかぎり継続してご加入いただけます。

- \*保険金額・給付金額・付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳細は、パンフレットの該当箇所をご参照ください。また、制度内容は将来の更新時等にご契約者(団体)により変更されることがあります。
- \*加入可能年齢・更新可能年齢などは、パンフレットにおけるご加入できる範囲をご確認ください。

### 3. 保険料について

保険料は、毎年の更新時に加入状況に基づき、契約ごとに算出し変更します。また、お支払方法、お支払経路等もご契約ごとに異なります。詳しくはパンフレットの該当箇所をご覧ください。

### 4. 保険金が支払われる場合

保険金をお支払いする主な事由はつぎのとおりです。

- 保険期間中に、死亡された場合
- 加入(増額)日以後の病気やケガによって、保険期間中に、所定の高度障害状態になられた場合

### 5. 保険金等のお支払制限について

保険金等の支払事由に該当し保険金等が支払われた後、保障が消滅する場合

- お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。
- 高度障害保険金支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

### 6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いします。

### 7. 脱退による返戻金

この保険には、脱退による返戻金はありません。

### 8. 引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を事務幹事保険会社とする生命保険契約です。引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。現在の引受保険会社はパンフレットの該当箇所をご覧ください。

## 特に重要なお知らせ (重要事項説明)

# 団体定期保険(注意喚起情報)

この「団体定期保険(注意喚起情報)」は、ご加入(増額)のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずご確認ください。

### 【ご意向に沿ったお申込内容かご確認ください】

ご加入(増額)時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧ください、つぎの①から⑤がご意向に沿った内容となっているかご確認ください。

- ①保障内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など) ②保険金額 ③保険料 ④保険料払込方法 ⑤保険期間

## 告知に関する重要事項

### ○告知の重要性

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。ご加入(増額)のお申込みにあたっては、告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

### ○告知受領権等

告知される場合は、指定された書面をご提出ください。口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者が、お客様の告知に際し、傷病歴や健康状態について、事実を告知いただかないよう、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

### ○傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあること

傷病歴等がある方でも全てのご加入(増額)のお申込みをお断りするものではありませんので、ありのままを正確にもれなく告知ください。

### ○正しく告知されない場合のデメリット

正しく告知をいただけない場合は「告知義務違反」としてご加入(増額)を解除させていただき、保険金をお支払いしないことがあります。

## ご契約にあたっての重要事項

### 1. ご加入(増額)のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入(増額)のお申込みにはクーリング・オフの適用がございません。

### 2. ご加入(増額)の責任開始期

- ご提出された加入申込書(告知書)に基づき、引受保険会社のご加入(増額)を承諾した場合、所定の「加入(増額)日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険へのご加入(増額)を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

### 3. 保険金等をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

※増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金等が支払われません。

#### ○免責事由

##### 死亡・高度障害保険金の場合

- ・加入(増額)日から起算して1年以内における被保険者の自殺(死亡保険金)
- ・保険契約者、保険金受取人の故意(死亡・高度障害保険金)
- ・被保険者の故意(高度障害保険金)
- ・戦争その他の変乱(死亡・高度障害保険金)(注)

(注)その該当被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金等の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

##### 災害保険金・障害給付金・入院給付金の場合

- ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ・災害保険金受取人、障害給付金受取人、入院給付金受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者の犯罪行為
- ・被保険者の精神障害を原因とする事故
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(注)

#### ○加入(増額)日前の疾病や不慮の事故(高度障害保険金等の場合)

高度障害状態等の原因となる傷病等が加入(増額)日前に生じている場合(原因となる傷病等が加入(増額)日前に生じていた場合は、その傷病等を告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。)

#### ○告知義務違反

保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合

#### ○詐欺による取消し

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合

#### ○不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合

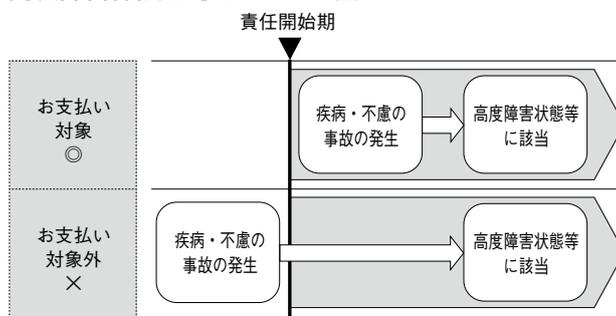
#### ○重大事由解除

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

#### ○保険契約の失効

保険契約者から保険料の払込みがなく、保険契約が効力を失った場合

#### 高度障害保険金等のイメージ図



### 4. 脱退について

被保険者が退職その他の事由により加入資格を失われた場合には、保険契約から脱退となります。この保険には、脱退による返戻金はありません。

### 5. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。

### 6. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも保険金額等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

[お問い合わせ先]生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

### 7. 保険金等の支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金等のご請求は、団体(ご契約者)経由で行っていただく必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

### 8. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 9. この保険に関するご照会先について

契約者連絡先:豊橋商工会議所 共済制度サービスセンター TEL 0532-53-7211 内線 2240

## 税務上の取扱

- 【法人の場合】・法人が役員・従業員のために負担した掛金は全額福利厚生費として損金に算入でき、その掛金は役員・従業員の所得税の対象になりません。(法基通9-3-5、所基通36-31の2)
- 【個人事業主の場合】・個人事業主が従業員のために負担した掛金は、全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象になりません。(直審3-8、所基通36-31の2)
- ・個人事業主が自身のために負担した掛金は主契約の実質保険料〔年間払込掛金から制度運営費および配当金(相当額)を控除した金額〕が、一般の生命保険料控除の対象になります。(所得税法第76条)
- ※災害保障特約の実質保険料は、一般の生命保険料控除の対象外となります。  
〔2017年12月現在の税制〕

## お申込み手続きについて

1. ご加入口数は被保険者1人につき10口を限度として自由にお決めいただけます。
2. ご加入手続きの詳細については、推進員または豊橋商工会議所共済制度サービスセンターへおたずねください。
3. お申込みは毎月20日に締め切らせていただきます。

### 引受保険会社(引受割合)

(2017年6月1日現在)

太陽生命保険株式会社 〈事務幹事保険会社〉	引受割合 (64.65%)
アクサ生命保険株式会社 〈事務副幹事保険会社〉	引受割合 (35.04%)
メットライフ生命保険株式会社	引受割合 (0.31%)

- この保険契約は、太陽生命保険株式会社を事務幹事保険会社とする生命保険契約です。引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

### 個人情報に関するお知らせ

この保険は、豊橋商工会議所(以下、会議所)を保険契約者、会議所会員(以下、会員)の事業主、役員および従業員を加入対象として運営されます。当保険の運営にあたっては、各会員は、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等){以下、個人情報}を取扱い、各会員から会議所へ提供します。会議所に提供された個人情報は会議所が保険運営のため取扱い、会議所から会議所が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提出されます。

生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、会議所および他の生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。会議所は各会員に個人情報を提供し、各会員は個人情報を保険運営のため取扱います。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き会議所、会員および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。  
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

### ■ この制度についてのお問い合わせ・お申込みは

## 豊橋商工会議所共済制度サービスセンター

〒440-8508 豊橋市花田町字石塚42-1 電話 代表 0532-53-7211・内線2240  
FAX 0532-53-7210